

# 青森県報

号外第三十四号

平成二十九年  
三月三十一日  
(金曜日)

## 目次

### 教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一

県立学校常備薬品備付規程を廃止する訓令……………(スポーツ健康課) ……二

### 公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……二

### 公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局経営企画室) ……三

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……四

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………(同) ……五

## 教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十一年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二総括主幹の項の次に次のように加える。

#### 総括主幹専門員

培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第二条 青森県立図書館組織規則(昭和三十一年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 総括主幹専門員

第七条中第二十二項を第二十三項とし、第十項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)

第三条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

#### 三 総括主幹専門員

第五条中第十五項を第十六項とし、第六項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第四条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十

一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 総括主幹専門員

第五条中第十三項を第十四項とし、第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正)

第五条 青森県総合学校教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 総括主幹専門員

第五条中第十六項を第十七項とし、第七項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第六条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 総括主幹専門員

第六条中第十九項を第二十項とし、第七項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 総括主幹専門員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた重要な事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

各 県 立 学 校

県立学校常備薬品備付規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

青森県教育委員会

県立学校常備薬品備付規程を廃止する訓令

県立学校常備薬品備付規程(昭和三十一年九月青森県教育委員会訓令甲第三号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第五号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青森県警察職員定員表

区 分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 職 員	合 計
本部、署名								
県 警 察 本 部	65	104	321	247	53	790	241	1,031
青 森 警 察 署	4	11	68	91	138	312	18	330
青 森 南 警 察 署	1	4	8	5	12	30	3	33
外 ヶ 浜 警 察 署	1	1	7	8	9	26	3	29
大 間 警 察 署	1	3	5	6	7	22	3	25
む つ 警 察 署	2	6	15	23	31	77	9	86
野 辺 地 警 察 署	1	5	11	7	17	41	4	45
弘 前 警 察 署	5	10	51	65	90	221	15	236
鱒 ヶ 沢 警 察 署	1	5	6	13	11	36	4	40
つ が る 警 察 署	1	4	8	11	18	42	4	46
五 所 川 原 警 察 署	2	7	22	26	44	101	8	109
板 柳 警 察 署	1	1	6	6	9	23	3	26
黒 石 警 察 署	2	8	18	31	36	95	8	103
八 戸 警 察 署	4	10	58	79	117	268	26	294
三 戸 警 察 署	1	4	10	7	19	41	4	45
五 戸 警 察 署	1	1	6	11	8	27	3	30
十 七 和 田 警 察 署	2	6	15	21	36	80	6	86
三 七 戸 警 察 署	1	4	10	8	15	38	4	42
三 七 沢 警 察 署	2	6	17	19	34	78	10	88
合 計	98	200	662	684	704	2,348	376	2,724

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び治験管理室」を「治験管理室及び健康推進室」に改め、同条第二項中「外科」の下に「肝胆膵外科、乳腺外科」を加え、同条第七項中「及びリハビリテーション科」を「リハビリテーション科及び臨床遺伝科」に改め、同条第九項中「輸血・細胞治療部」の下に「中央採血部」を加え、「及び薬剤部」を「薬剤部及び臨床心理支援部」に改める。

第七条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 中央採血部の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 採血に関すること。

第七条第一項に次の一号を加える。

十五 臨床心理支援部の分掌事務は、次のとおりとする。

イ 心理検査に関すること。

ロ 心理面接に関すること。

ハ 心理支援に関すること。

第七条に次の一項を加える。

9 健康推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 健康増進に関すること。

第二十三条第一項中「看護部次長」という。（並びに）の下に「中央病院医療連携部の次長（以下「医療連携部次長」という。）及び」を加える。

第三十一条の三の見出し中「医療情報部次長」を「医療連携部次長等」に改め、同条中「担当する」の下に「医療連携部次長又は」を加え、「のときは」の下に「中央病院の院長が定めた順序により他の当該次長が、代決することができる者がともに不在のときは」を加える。

別表第一中央病院の項中

<p>医療の質向上 統括調整監 する。</p>	<p>医療の質の向上の推進及び総合的管理に関する事項を総括整理する。</p>	<p>に改</p>	<p>を</p>	<p>に改</p>	<p>を</p>	<p>に</p>	<p>を</p>	<p>に</p>	<p>を</p>	<p>に</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>	<p>を</p>
		<p>め、同表つくしが丘病院の項中</p>													
		<p>め、</p>													
		<p>別表第一薬剤指導監の項の次に次のように加える。</p>													
		<p>健康推進室 室長、次長</p>													
		<p>治験管理室 室長、次長</p>													
		<p>治験管理室 室長、次長</p>													
		<p>中央診療部門 部門長、部に部長及び次長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、医療の質向上推進監、統括臨床検査技師長、技師長、部長代行、副部长、技師長及び副技師長</p>													
		<p>看護部 部長、次長、看護指導監、看護企画監、首席看護専門官、看護専門官、副看護師長</p>													
		<p>中央診療部門 部門長、部に部長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、医療の質向上推進監、統括臨床検査技師長、部長代行、副部长、技師長及び副技師長</p>													

別表第二看護指導監の項の次に次のように加える。

看護企画監  
看護業務に関する企画立案及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。

別表第三総括主幹看護師の項の次に次のように加える。

総括主幹専門員  
培われた知識、経験又は能力に応じた特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。

別表第四運営部長の項の第二号イ中「看護部次長」の下に、「医療連携部次長」を加え、同表庶務担当課長の項の第二号中「中央病院の」の下に「医療連携部及び」を加え、同表看護部次長の項の次に次のように加える。

医療連携部次長  
一 医療連携部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

附 則  
この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

~~~~~

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日  
青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号  
青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局非常勤職員等の任用に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二十九時間」の下に「（病院事業管理者が指定する業務又は職に従事する者にあつては三十二時間）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

附則第七項中「四万八千三百円」を「四万八千五百円」に改める。

別表第五の病院局医療職給料表（一）以外の給料表が適用される職員の表中

中央病院看護指導監

を

中央病院看護指導監

に改める。

中央病院看護企画監

別表第五の病院局医療職給料表（一）が適用される職員の表中「ユニットの長」の下に「並びにこれらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者」を加える。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭